

「第2期丸亀市こども未来計画」の中間見直しについて

1. 中間見直しの根拠

(1) 第2期丸亀市こども未来計画 3 p

「・・・計画期間中においても、社会情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて中間見直しを行います。」

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 第三. 六. 3

「・・・支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」

2. 本市の状況

(1) 量の見込み（必要利用定員）における10%のかい離の有無について

	3年度計画	3年度実績	かい離
1号認定+2号認定（幼）	982人	824人	△16.1%
2号認定（保）	1,794人	1,909人	6.4%
3号認定（0歳児）	330人	147人	(△55.5%)
3号認定（1.2歳児）	1,207人	1,183人	△2.0%

※実績数字は令和3年4月であるため、3号認定（0歳児）については参考値

(2) 乖離の状況

国定義では、大きく乖離（原則的に見直しが必要）：令和3年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値が計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合（実績値／量の見込み≤90%または110%≤実績値／量の見込み）

ただし、令和6年度までに施設の整備・再編を予定している。

なお、第2期計画策定に当たり、国が基準日を4月1日としたため、3号認定（0歳児）については参考値として考え、今後、国が新たな考え方を示した場合は対応する。

3. 中間見直し作業と計画策定作業の差異

中間見直しにおいては、策定時に実施した市民対象のアンケート調査やパブリックコメントの募集等は行わない。

4. 主な中間見直しのポイント

(1) 教育・保育施設の整備

現在のこども未来計画では3号認定の子ども（3歳未満）の量の見込みに対し、施設が確保できるとしている（87p）が、令和2年度及び3年度について、4月の待機児童はないが、年度途中から待機児童が発生している。

→不足している3号認定の子どものための教育・保育施設を整備する必要がある。一方で、コロナの影響を含めて人口減少傾向や公立施設の老朽化の問題もあり検討が必要である。

(2) 子育て支援に関する関係機関の連携の推進に関する事項について

子ども・子育て支援法の一部改正（令和3年5月28日公布）により、計画策定にあたって基本指針が改正（令和4年4月1日施行）されたため、子育て支援に関する関係機関の連携の推進する施策を盛り込む。（任意記載事項）

(3) 子どもの貧困対策について

令和2年3月の計画策定時には、コロナの影響から起こる子どもの貧困や「ヤングケアラー」の課題が全国的な課題として認識されていない。

→中間見直しにおいて記述を追加する必要がある。

(4) 次期計画につながる記述

令和7年度には新しい第3期計画がスタートする。

→次期計画につながる内容があればどのような形で行うか。

5. 令和4年度の中間見直し年間スケジュール（案）

4月上旬 市長から見直しについて諮問

4月28日 **第3回会議**
市長から見直しについて諮問
令和4年度の中間見直しスケジュールについて協議
中間見直しのポイントと方向性の検討

6月中～下旬 **第4回会議**
中間見直しの文案について協議
事業進行管理・需給バランス検討

10月上～中旬 **第5回会議**
中間見直しの内容確定

※協議の進捗状況によっては、4回目以降の会議を開催する。

11月 会長から市長に答申